

第3次美祿市観光振興計画策定業務基本仕様書

1 業務名

第3次美祿市観光振興計画策定業務

2 業務目的

美祿市では「第2次美祿市総合計画」（令和2年3月策定）の基本理念に基づき、令和11年度の観光交流人口の目標を183万人に設定し、その目標を実現する個別計画として「観光の振興と魅力の創出」を観光振興の基本方針に掲げ、多彩な施策を推進している。

このような中、2025年には大阪万博が開催されることから、世界から日本への関心が高まる機会を好機と捉え、本市の有する観光資源を最大限に活用した取り組みによる新たな交流人口の開拓が期待される。

本計画では、観光振興が地域社会・経済に好循環を生む、持続可能な観光地域づくりの推進や、コロナ後の訪日外国人観光客の回復を促進するため、美祿市ならではの観光地の魅力の創出及び効果的なプロモーション等の実践的かつ実効性の高い施策を実施し、観光事業者に限らずより多くの市内事業者及び市民が美祿市の観光振興に関与できるような、令和7年度から令和11年度までの第3次美祿市観光振興計画を令和6年度末に策定することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで（予定）

4 委託業務内容

委託業務は、第3次美祿市観光振興計画策定に係る一式とし、基本的な業務内容は、概ね以下のとおりとする。

(1) 美祿市観光の現状・課題の把握

ア 美祿市観光の内外的な動向

- ・国、山口県が発表している観光入込客数等の観光に関連する基礎データと本市の既存資料(データ)を整理し、本市の将来的な数値的な目標を導く。
- ・観光立国推進基本計画（第4次）、第2次美祿市総合計画後期基本計画及び令和4年度改訂版、また、本市関連計画等を把握するとともに、地域経済分析システム（RESAS）、観光動態調査等を活用し、今日の観光振興の方向性、美祿市の観光振興の位置づけ等を整理する。

イ 美祿市観光の現状把握

- ・美祿市観光の現状把握に必要なアンケート（訪日外国人を含む）
 - 国内アンケートサンプル数：800程度（対象地域：全国）
 - 国外アンケートサンプル数：80程度（対象地域：アメリカ・台湾）
 - 観光客アンケートサンプル数：500程度
- ・観光事業者への美祿市観光への意識調査アンケート

アンケートサンプル数：100程度

- ・市民・事業者向けワークショップの開催
- ウ 現美祢市観光振興計画の点検
 - ・新計画に反映させるため、現計画の基本施策、重点プロジェクトについて、関係機関等に施策の点検をし、結果の取りまとめを行う。
- エ 美祢市の観光の課題
 - ・上記アからウまでの結果を踏まえ、本市における観光の課題を明らかにする。

(2) 観光振興計画の策定

ア 観光振興の基本方針

- ・現在制作中の美祢市総合計画などの上位計画を踏まえ、現振興計画の基本理念について現状に即した見直しをおこなう。

イ 観光振興の目標

- ・観光振興の基本理念を計画期間終了時(令和11年度)における、あるべき姿を提示し、達成すべき目標値を設定する。

ウ 観光振興のための具体策

- ・各関係機関とのヒアリングを行い、将来像(目標値)の実現に向けた必要な施策の提案、特に力点を置くべき実施プログラム(推進体制・実施時期等を含む。)の策定を行う。なお、次のプログラムは必須とする。
 - ① ソフト、ハードの受け入れ環境整備
 - ② 国際観光の推進
 - ③ 秋吉台周辺の空き店舗及び廃屋対策

(3) 観光振興計画概要版の作成

- ・上記観光振興計画について、その概要版を図や写真等を用いた一般市民に分かりやすい形でのデザイン、レイアウトを検討し、提示する。

(4) パブリックコメントの実施支援

- ・パブリックコメントの実施に関する公表用資料の作成。
- ・審議会(分科会)等で内容を整理し、本市等と協議しながら内容をまとめること。また、パブリックコメント実施に係る冊子等のデザイン等も委託内容に含めること。
- ・パブリックコメント実施に係る意見の集約及び回答原案の作成等支援。

(5) 審議会等の運営補助(2回程度)

審議会(専門分科会)等の運営補助に係る業務は、次に掲げるものとする。

- ① 審議会等の開催・討議に必要な資料の作成
- ② 計画案に対する提言・助言の取りまとめ
- ③ 計画案に関する課題事項の対応
- ④ 議事録の作成提出

- ⑤ 審議会等の議事の進行支援
- ⑥ 上記に掲げるもののほか会議等の運営に関し必要な事項

5. 成果品

当該業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) アンケート結果報告書 一式
- (2) アンケート個別集計データ 一式
- (3) 観光振興計画素案 2部
- (4) 最終報告書 2部
- (5) 観光振興計画書 2部
- (6) 観光振興計画概要版 2部

※ A4版、表紙4色印刷、計画2色印刷、編集及びデザインを含む。
提出方法は紙及び電子データとする。

6. 権利の帰属

本事業において作成した成果品等の全ての所有権並びに著作権の一切の権利は、当市に帰属するものとし、許可なく複製・公表または第三者に貸与してはならない。

7. 各種法令手続き

本事業に必要な各種法令に係る手続きが発生する場合は、書類の作成及び手続等の一切を行うこと。また、それに係る費用を支弁すること。

8. その他

仕様書等に明記のない事項であって、本業務実施のために必要な業務が生じた場合は、当市と協議の上で決定すること。